

「出入国管理及び難民認定法施行規則の改正案」の概要

出入国在留管理庁

第1 改正の趣旨・目的

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管規則」という。）について所要の規定の整備を行うもの。

第2 改正の概要

1 日本人の出国確認の留保に関する規定の整備

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第60条の2第1項の規定により日本人の出国の確認を留保したときに、当該日本人に法定の様式による通知書によって通知するものとする。

2 出国制限対象者に関する規定の整備

(1) 入管法第63条の2第1項の規定による条件は、次の①から④までの事項によるものとする。

① 住居は、主任審査官が指定する。

② 行動の範囲は、主任審査官が特別の事情があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

③ 出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

④ ①から③までのほか、主任審査官が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

(2) 入管法第63条の2第1項の規定により出頭の義務を付された出国制限対象者の呼出しについては、収容に代わる監理措置に付された者に対する呼出しに係る規定（入管規則第36条の2第3項）を準用する。

(3) 入管法第63条の2第1項の規定による出国制限対象者に交付する出国制限対象者条件指定書については、法定の様式によるものとする。

(4) 入管法第63条の2第2項の規定による届出は、上記(2)の指定書の交付の日又は直近の届出の日から3月を超えない範囲内で主任審査官が定める日までに、書面その他主任審査官が適当と認める方法によって行うものとする。

(5) 入管法第63条の2第2項に規定する法務省令で定める事項は、同条第1項の規定により付された条件の遵守の確保のために主任審査官が必要と認める事項とする。

3 その他所要の規定の整備

第3 今後の予定

公布日：令和7年〇月〇日

施行日：令和7年〇月〇日